

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八王子いちょうの会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の理事に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬等の額は別表2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬等の額は別表3に定める額とする。
- 4 役員の報酬は別表4に定める金額の範囲内とする。

### (報酬の支給方法)

第4条 前条各項に規定する報酬等は、会議及び業務にあたった都度、現金で支給する。

ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができるものとする。
- 3 報酬は、法令に定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

### (費用の弁償)

第5条 当法人は、役員等がその職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。

### (適用除外)

第6条 施設職員を兼務し給与を受けとっている理事には、この規程を適用しない。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認により行う。

附則

この規程は、平成22年11月26日より適用する。

この規程は、平成24年1月1日より適用する。

この規程は、平成29年12月2日一部改正、平成29年4月1日に遡及して適用する。

この規程は、令和元年6月15日一部改正、令和元年6月1日に遡及して適用する。

この規程は、令和2年6月20日一部改正、令和2年6月1日に遡及して適用する。

別表1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 600,000円

別表2の1（非常勤の理事長の報酬）

基本月額	200,000円
出勤1回につき	20,000円

別表2の2（別表2の1以外の非常勤の役員の報酬）

	報酬の額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

別表3（評議員の報酬）

	報酬の額
評議員会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

別表4（役員報酬の総額）

年額	10,000,000円
----	-------------